

令和元年12月19日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 坂口正勝
3番 猪村利恵子
5番 江口康成
7番 上田雄一
9番 吉川里己
11番 松尾陽輔
13番 石橋敏伸
15番 松尾初秋
18番 牟田勝浩

副議長 川原千秋
2番 豊村貴司
4番 山口等
6番 吉原新司
8番 古川盛義
10番 末藤正幸
12番 池田大生
14番 宮本栄八
16番 山口昌宏
20番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 松尾和久
次 長 山口美矢子
議事係 長 吉永和彦
議事係 員 田中弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政次
教	育	浦	郷	究
総	務	水	町	直久
総	務	山	崎	正和
企	画	古	賀	龍一郎
営	業	神	宮	一文
営	業	川	久保	和幸
福	祉	岩	瀬	清
こ	ども	松	尾	徹
こ	ども	牟	田	由紀子
ま	ち	庭	木	淳
ま	ち	山	口	泰光
上	下	高	倉	秀昭
総	務	後	藤	英明
企	画	松	尾	謙一
会	計	山	田	英昭
選	挙	谷	口	勝
監	査	青	木	博
農	業	前	田	実

議 事 日 程 第 7 号

12月19日(木) 10時開議

日程第1	第80号議案	武雄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第2	第81号議案	武雄市災害復興基金条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第3	第83号議案	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第4	第84号議案	武雄市部設置条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第5	第91号議案	武雄市体育施設の指定管理者の指定について(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第6	第99号議案	武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第7	第100号議案	武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第8	第82号議案	武雄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第9	第85号議案	武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第10	第95号議案	令和元年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第11	第96号議案	令和元年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第12	第86号議案	武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定について(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第13	第87号議案	武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第14	第88号議案	武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第15	第89号議案	武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第16	第90号議案	武雄市営住宅等の指定管理者の指定について(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第17	第92号議案	武雄市の杵東地区衛生処理場組合からの脱退について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第18	第93号議案	武雄市区域内における伊万里市による市道路線認定の承諾について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第19	第97号議案	令和元年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第20	第98号議案	令和元年度武雄市下水道事業会計補正予算（第2回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第21	第94号議案	令和元年度武雄市一般会計補正予算（第7回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第22	第101号議案	令和元年度武雄市一般会計補正予算（第8回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第23	第102号議案	令和元年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第24	第103号議案	令和元年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第25	第104号議案	令和元年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第26	第105号議案	令和元年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第27	第106号議案	令和元年度武雄市下水道事業会計補正予算（第3回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第28	第107号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第29	第108号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第30	議提第1号	武雄市議会事務局設置条例の一部を改正する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第31		閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第107号議案及び第108号議案の人事案件2件並びに議員から提出されました議提第1号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託をしておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～第7 第80号議案～第100号議案

日程第1. 第80号議案 武雄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例から、
日程第7. 第100号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの7件を一括議題といたします。

以上の7議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

それではまず、第80号議案に対する報告を求めます。山口等総務常任委員長

○総務常任委員長（山口 等君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託されました第80号議案 武雄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正するもので、臨時・非常勤職員の適正な職員及び勤務条件の確保を図るため、会計年度任用職員の給与等について新たに定めるものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第81号議案に対する報告を求めます。山口等総務常任委員長

○総務常任委員長（山口 等君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第81号議案 武雄市災害復興基金条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、武雄市で8月に発生した豪雨災害に係る寄附金を基金として積み立てることで、復旧及び復興に関する事業をより有効的、計画的に実施していくために基金条例を設置するものであると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第83号議案に対する報告を求めます。山口等総務常任委員長

○総務常任委員長（山口 等君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 83 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、会計年度任用職員についても分限や懲戒処分の対象となること、育児休業等に関する法律が適用されること、また、特別職非常勤職員の任用要件が見直されることなどにより関係条例を改正するものであることの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 84 号議案に対する報告を求めます。山口等総務常任委員長

○総務常任委員長（山口 等君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 84 号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、令和 2 年 4 月より水道事業が佐賀西部広域水道企業団へ広域化されることに伴い、上下水道部を廃止し、新たに環境部を設置するものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 91 号議案に対する報告を求めます。山口等総務常任委員長

○総務常任委員長（山口 等君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 91 号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、令和 2 年 3 月 31 日に現在の指定管理期間の終了を迎える武雄市体育施設に関し、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日以降の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 99 号議案及び第 100 号議案について、関連しておりますので、一括して報告を求めます。山口等総務常任委員長

○総務常任委員長（山口 等君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 99 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例及び第 100 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、国家公務員の給与改定に伴う、一般職の職員及び任期付職員、市議会議員、市長、副市長、教育長の給与及び報酬を改定するものと説明を受けました。

審査の結果、第 99 号議案及び第 100 号議案の 2 件については、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 80 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 80 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 80 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 81 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 81 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 83 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 83 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 83 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 84 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 84 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 84 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 91 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 91 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 91 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 99 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 99 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 99 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 100 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 100 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 100 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 ～ 第 11 第 82 号議案～第 96 号議案

日程第 8. 第 82 号議案 武雄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第 11. 第 96 号議案 令和元年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）までの 4 件を一括議題といたします。

以上の 4 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 82 号議案に対する報告を求めます。上田福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 82 号議案 武雄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴うもので、大きく 2 点の改正があり、1 点目は、災害援護資金の償還が困難な場合は支払い猶予が可能であることを明文化したことや、免除対象範囲の拡大、支払い猶予か免除かの判断のための資産等調査権限が付されたこと、2 点目は、災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関して調査審議するため、審議会等を設置するよう努めることと改正されたため、武雄市においては、武雄市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するとの説明を受けました。

委員から審査委員会の構成について質問があり、執行部からは、県や市など合計 5 名で構成したいと考えるが、今後要綱等を制定して詳細を定めたいとの回答を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 85 号議案に対する報告を求めます。上田福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 85 号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うもので、都道府県知事が実施してきた放課後児童クラブ支援員の認定資格研修について、人口 50 万人以上の指定都市でも今年度から実施することができるようになったため、改正を行うとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 95 号議案に対する報告を求めます。上田福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 95 号議案 令和元年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出ともに 8,205 万 9,000 円を追加するもので、主なものは、平成 30 年度の普通交付金の額が確定したことによる国庫支出金返還金として 2,242 万円、平成 30 年度の国民健康保険特別会計の精算金として、前年度繰越金から償還金を差し引いた 5,930 万 8,000 円が、一般会計への繰出金として計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 96 号議案に対する報告を求めます。上田福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 96 号議案 令和元年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出ともに 396 万 1,000 円を追加するもので、歳入では、平成 30 年度の繰越金 396 万 1,000 円を受け入れること、歳出では、この繰越金に 30 年度 4 月、5 月分の負担金 389

万 5,000 円が含まれているため、この分を後期高齢者医療広域連合に納めること、また、繰越金から負担金を差し引いた残金 6 万 6,000 円を一般会計へ繰り出すものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 82 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 82 議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 85 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 85 議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 95 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 95 議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 95 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 96 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 96 議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 96 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

産業建設常任委員会に付託しておりました第 86 号議案において、地方自治法第 117 条の規定により私が退席となりますので、副議長と交代のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	10時17分
再	開	10時18分

○副議長（川原千秋君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 12～第 20 第 86 号議案～第 98 号議案

日程第 12. 第 86 号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定についてから、日程第 20. 第 98 号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）までの 9 件を一括議題といたします。

以上の 9 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

それでは、第 86 号議案から第 90 号議案までの 5 件の指定管理者の指定についての議案について、一括して報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託されました第 86 号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定についてから第 90 号議案 武雄市営住宅等の指定管理者の指定について、審査の経過と結果を申し上げます。

第 86 号議案から第 89 号議案は、各施設の性格、これまでの実績、地域との連携などを考慮し、設置目的を最も効率的に達成することができる団体として、第 86 号議案は黒髪の里運営協議会、第 87 号議案は若木町まちづくり推進協議会、第 88 号議案は竹古場キルンの森公園運営協議会、第 89 号議案は西川登町町づくり推進協議会を指定するものでした。

また、第 90 号議案については、公募を実施し、庁内の選定委員会の審査で、適切な事業者と選定され、武雄ガス株式会社を指定管理者として指定するものでした。

審査の結果、この 5 議案はすべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○副議長（川原千秋君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 92 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 92 号議案 武雄市の杵東地区衛生処理場組合からの脱退について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、現在、北方町のし尿を受け入れている一部事務組合杵東地区衛生処理場組合を、令和 4 年 3 月末をもって、脱退するための議案でした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○副議長（川原千秋君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 93 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 93 号議案 武雄市区域内における伊万里市による市道路線認定の承諾について審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、昨年 9 月に開通した国道 498 号若木バイパスの完成に伴い、旧国道の管理移管に関し、本市区域内の道路の延長 15 メートルを伊万里市道として認定し、伊万里市が管理するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○副議長（川原千秋君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 97 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 97 号議案 令和元年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、歳入歳出それぞれ 20 億 2,070 万 7,000 円を増額。また、債務負担行為として令和 2 年度記念競輪開催に係る臨時仮設投票所等借上料 604 万 4,000 円を計上するものでした。

増額の主な理由として、売り上げ増並びに消費税の税率改定に伴うものと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○副議長（川原千秋君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 98 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 98 号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、令和元年 8 月豪雨による下水道施設の災害復旧等に要した費用の補正予算でした。

主なものとして、管渠流出による応急復旧、処理場の浸水による土砂の撤去や処分費、戸別浄化槽のフロア交換費用、これらの異常対応委託料、復旧のための工事費などでした。

収益的収入の下水道使用料は、浸水のあった住宅使用料を 3 カ月減免等したため、減額補正であると説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○副議長（川原千秋君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 86 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 86 議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 87 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 88 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 89 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 89 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 89 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 90 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 90 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 90 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 92 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 92 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 92 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 93 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 93 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 93 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 97 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 97 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 98 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 98 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 98 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
ここで、議長と交代のために、暫時休憩をいたします。

休 憩 10時29分
再 開 10時30分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 21 第 94 号議案

日程第 21. 第 94 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。山口等総務常任委員長

○総務常任委員長（山口 等君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 94 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、まず、2 款 1 項 1 目 13 節の弁護士委託料 425 万 2,000 円について、平成 25 年 4 月の武雄市図書館リニューアルオープンに向けた C C C との委託契約で違法な支出があったとして、当時の市長などに賠償請求をするよう武雄市に求めた住民訴訟が提起され、その訴訟について原告による上告が棄却されたため、判決が 10 月に確定したことによる、弁護士との訴訟委任契約に基づくものであることの説明を受けました。

また、10 款 6 項 1 目 11 節. 需用費 73 万 4,000 円と、13 節. 委託料 192 万 5,000 円については、令和 2 年 5 月 10 日に武雄市内において東京 2020 オリンピック聖火リレーが開催されることに伴い、その交通規制を行う必要があるため、あらかじめ設置しなければならない告知看板の製作等にかかる経費であるとの説明を受けました。

歳入の主なものは、災害関連のもので、16 款 1 項 1 目の災害救助費負担金 5,740 万円は住宅の応急修理費の財源となるほか、18 款 1 項 2 目の指定寄附金 3,600 万円及び 21 款 4 項 3 目の佐賀県市町村振興協会災害支援金 859 万円と、全国市町村振興協会災害支援金 315 万円を合わせた 4,774 万円から、直接事業費 780 万 5,000 円を除いた 3,993 万 5,000 円が災害復興基金積立金の財源であるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。上田福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 94 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回は、豪雨災害からの一日も早い復旧、生活再建に向けての予算計上がなされておりました。

福祉部門では、高齢者世帯への生活支援強化を目的に、高齢者の一人暮らしなど日常生活で援助が必要な方を対象に、家の周りの手入れや室内の整理整頓の援助を行う軽度生活援助事業として 153 万 8,000 円、また、介護認定を受けていない高齢者で日常生活に援助が必要な方を対象に、自宅を訪問し、体の状態等に応じて日常生活や家事等の支援をすることで、在宅での自立支援を行う生活管理指導事業として 51 万 9,000 円が計上されており、特に支援が必要な被災された高齢者に対し、手厚く、きめ細やかな支援を行いたいという説明を受けました。

教育部門では、被災した児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、床上浸水以上の被害を受けた世帯の児童・生徒 137 人を対象に、学校給食費、学用品費、修学旅行費などの就学援助費を支給するとして、小学校 231 万 2,000 円、中学校 159 万 2,000 円の合計 390 万 4,000 円が計上されており、この財源は指定寄附金災害支援金の一部を充てるという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 94 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとしては、6 款 1 項 3 目、農業振興費の強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業補助金は、8 月の豪雨で被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧を緊急的に支援するもので、一日でも早く経営再建が可能となるように補助を行うものでした。

また、11 款 1 項 1 目、現年発生災害復旧費では、農地 129 カ所、農業用施設 165 カ所、公共土木施設 107 カ所の災害復旧工事に要する費用が計上されていました。

歳入では、各事業に要する経費に対する国、県からの補助金や分担金などが計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第 94 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより第 94 号議案に対する討論を求めます。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 94 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）について、11 款 2 項 1 目 15 節の工事請負費の中の別紙（12 月補正予算参考資料）15 ページの土木災関係道路災害の中の 22 番、弓田線について一般質問でも取り上げましたが、答弁では原形復旧となっています。

しかし、この間、二度も崩れているのであります。工事の件か、雨量かが問われていますが、答弁ではため池の性質上、工事が難しいとありましたが、下流の地区の皆さんの安心、安全のためには最強の工法を駆使して、三たび崩れることのないようするべきではないでしょうか。

以上指摘し、反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

15 番松尾初秋議員

○15 番（松尾初秋君）〔登壇〕

おはようございます。第 94 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）について、賛成の立場で討論いたします。

産業建設の面では 8 月の豪雨災害から一日も早い復旧を支援するための補正予算がほとんどであり、農業者、商業者が意欲を失わず、一日も早く経営再建ができるように補正を行うものです。

また、他の事業についても他の機関との調整等によるものであり、委員会の審査の結果、適切であると判断いたします。

以上により、賛成の討論といたします。議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第 94 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 94 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22～第 27 第 101 号議案～第 106 号議案

日程第 22. 第 101 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）から日程第 27. 第 106 号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 3 回）までの 6 件を一括議題といたします。

以上の 6 議案は、人件費に係る補正予算の議案であることから、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、一括して報告を求めます。

山口等総務常任委員長

○総務常任委員長（山口 等君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 101 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）から第 106 号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 3 回）の 6 件について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、人事院勧告に伴う一般職、特別職の給与改定による人件費及び職員の人事異動等における人件費の増減に伴う補正であるということの説明を受けました。

審査の結果、第 101 号議案から第 106 号議案の 6 件については、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 101 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 101 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 101 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 102 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 102 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 102 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 103 号議案に対する討論を求めます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 103 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 103 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 104 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 104 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 104 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 105 号議案に対する討論を求めます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 105 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 105 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 106 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 106 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 106 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28・第 29 第 107 号議案・第 108 号議案

日程第 28. 第 107 号議案 教育委員会委員の任命について及び日程第 29. 第 108 号議案 教育委員会委員の任命についての 2 議案を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

おはようございます。第 107 号議案及び第 108 号議案 教育委員会委員の任命について一括して御説明申し上げます。

教育委員会委員であります大渡留美氏と堀田由氏の任期が、来年 1 月 31 日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き大渡氏と堀田氏を教育委員会委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

大渡氏、堀田氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第 107 号議案及び第 108 号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 107 号議案及び第 108 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 107 号議案及び第 108 号議案は所管の常任委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決は議案ごとに行います。

まず、第 107 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 107 号議案を採決いたします。

第 107 号議案 教育委員会委員の任命については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 107 号議案すなわち大渡留美氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第 108 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 108 号議案を採決いたします。

第 108 号議案 教育委員会委員の任命については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 108 号議案すなわち堀田由氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 30 議提第 1 号

日程第 30. 議提第 1 号 武雄市議会事務局設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。10 番末藤議員

○10 番（末藤正幸君）〔登壇〕

議提第 1 号 武雄市議会事務局設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本定例会において上程されました第 83 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例と同じく、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、条文の改正を行うものであります。

なお、本改正案は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

議提第 1 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。議提第 1 号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いた

しました。

これより議提第1号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第1号は原案のとおり可決されました。

日程第31 閉会中継続調査申出について

日程第31. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和元年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 10時51分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 川原千秋

〃 議員 松尾陽輔

〃 議員 宮本栄八

〃 議員 牟田勝浩

会議録調製者 松尾和久

議長 の 諸 報 告

1. 地方自治法第199条の規定による監査結果報告を次のとおり受理した。

- (1) 令和元年10月18日付 選挙管理委員会事務局、こども未来課、企画政策課
- (2) 令和元年11月6日付 議会事務局、会計課、広報課、市民協働課・男女参画課、
企業立地課
- (3) 令和元年11月25日付 財政課、総務課、資産管理課、市民課

2. 地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果を次のとおり受理した。

- (1) 令和元年10月3日付
一般・特別会計、企業会計 令和元年8月分
- (2) 令和元年11月12日付
一般・特別会計、企業会計 令和元年9月分
- (3) 令和元年11月27日付
一般・特別会計、企業会計 令和元年10月分

3. 陳情及び議長会の諸会議に次のとおり出席した。

- 10月1日 常襲水害地対策促進期成会・六角川洪水調整池整備促進
期成会 要望活動（武雄市、佐賀市）
- 10月10日 全国競輪主催地議会議長会 役員会（東京都）
- 10月15日 全国高速自動車道市議会協議会 第1回理事会（東京都）
- 11月19日 令和元年度国土交通省佐賀国道事務所への提案活動（佐賀市）
- 11月21日～22日 常襲水害地対策促進期成会 要望活動（東京都）

4. 陳情書及び要望・要請書を次のとおり受理した。

- (1) 令和元年9月2日

令和2年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

公益社団法人 日本理科教育振興協会 会長 大久保

昇

(1) 令和元年10月15日

学校教材の計画的な整備推進についてのお願い

一般社団法人 日本教材備品協会 会長 大久保 昇